

## 佐賀県告示第 118 号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。

令和 4 年 5 月 27 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	認定期限
医療法人正島脳神経外科	佐賀市鍋島一丁目 3 番 10 号	令和 4 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日まで